

i 制度の概要

事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う助成金制度です。中小企業や労働保険の特別加入者を支援する団体等が、傘下の中小企業等に対し、**産業医、保健師等の専門職**の他、産業保健サービスを提供する事業者と契約し、産業保健サービスを提供した際、その費用の一部を助成するものです。

本事業は厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として実施されており、中小企業における労働者の健康管理体制の強化と産業保健活動の推進を目的としています。

🔗 支援内容

□ 基本支援額

- ☐ 産業保健サービス費用の90%を助成
- ☐ 基本上限額は年間500万円

最大500万円

助成率：90%

□ 特別要件適用

- ☐ 構成事業主が50以上の団体等が対象
- ☐ 充実した産業保健体制の構築支援

最大1,000万円

助成率：90%

🎯 対象となる産業保健サービス

【医師・保健師等によるサービス】

- ☐ ストレスチェック実施及び集団分析
- ☐ 健康診断結果に関する医師の意見聴取
- ☐ 医師、保健師による保健指導
- ☐ 医師による面接指導・意見聴取

【専門的支援サービス】

- ☐ 治療と仕事の両立支援
- ☐ 職場環境改善支援
- ☐ 健康教育研修・周知啓発活動
- ☐ 健康相談対応

※労働者数50人未満の事業場が主な対象

👥 対象者

- ☐ **事業主団体等**：中小企業事業主の占める割合が構成事業主等全体の2分の1を超える団体
- ☐ **労災保険特別加入団体**：労働者災害補償保険法第33条第3号・第5号に掲げる者の団体
- ☐ 一定の要件を満たす共同事業主

💡 採択率向上のポイント

- ☐ **構成員の明確化**：構成事業主数や中小企業の占める割合を正確に把握し申請
- ☐ **実施体制の整備**：**専門職との契約関係**を事前に明確にする
- ☐ **サービス内容の具体化**：実施予定の産業保健サービスを詳細に計画
- ☐ **費用積算の適正化**：90%助成率を踏まえた適正な予算計画を策定

📊 戦略的分析

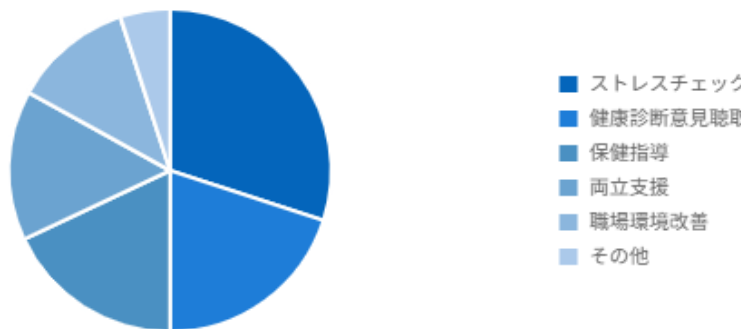
【制度活用の戦略的意義】

- ☐ **高い助成率90%**で産業保健体制を構築可能
- ☐ 団体経由により**中小企業の負担軽減**を実現
- ☐ 専門職不足の課題を**効率的に解決**

【競合優位性の確保】

- ☐ **早期申請**による予算確保が重要
- ☐ 構成員数50以上で**上限額倍増**のメリット
- ☐ 複数サービス組合せて**総合的支援**を実現

📊 産業保健サービス構成比



主要サービス（2024年度実績）：ストレスチェックが全体の約30%を占める

成長分野：両立支援・職場環境改善が急速に拡大中

📋 サービス別上限額一覧

産業保健サービス	上限額（万円）
ストレスチェック・集団分析	60（120）
健康診断意見聴取	60（120）
保健指導	60（120）
両立支援	130（260）
職場環境改善支援	130（260）

※（）内は特別要件適用時の上限額

👤 専門家活用のススメ

- ☐ **申請書類作成支援**：複雑な要件確認と適正な積算計画策定
- ☐ **実施体制構築**：産業医・保健師等の専門職確保支援
- ☐ **継続的運営支援**：実績報告と次年度計画の最適化
- ☐ **他制度連携提案**：関連する労働安全衛生制度との効果的組合せ

📁 提出書類とチェックポイント

*このレポートは生成AIにて作成されています【2025/8/26作成】

提出書類	チェックポイント
交付申請書	☐ 構成事業主数 の正確な記載 ☐ 中小企業の 占有率算定 根拠 ☐ 実施予定サービスの 具体的計画
団体概要書類	☐ 定款・規約等の団体要件確認 ☐ 構成員名簿の整備状況
実施計画書	☐ サービス提供スケジュール ☐ 専門職との契約予定書
収支予算書	☐ 90%助成率での適正積算 ☐ 各サービス別費用内訳

📅 申請スケジュール

● 事前準備期間

申請準備に2〜3ヶ月程度。構成員との調整・専門職確保が重要。
団体要件の確認と実施体制の整備を並行実施。

● 申請受付期間

2025年5月23日（金）～11月28日（金）
予算額到達により受付終了。早期申請推奨。
※令和7年度は7月17日に受付終了済み

● 審査期間

申請後1-2ヶ月程度（書類審査）

● 交付決定通知

審査完了後順次通知（事業実施可能）

● 実績報告

事業完了後30日以内に実績報告書提出。
助成金交付は報告書審査後

⚠️ 補足事項

- ☐ 令和7年度は予算上限に達し7月17日で受付終了済み
- ☐ 次年度申請に向けて事前準備・体制整備を推奨

❓ 問い合わせ

制度詳細	https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx
お問い合わせ	労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部産業保健業務指導課 TEL：0570-783046（全国統一ナビダイヤル） 受付時間：平日9:00～12:00、13:00～18:00 〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号